



平成 16 年 11 月 16 日
府食第 1157 号

厚生労働省食品安全部基準審査課長

食品安全委員会事務局評価課長

食品健康影響評価に関する資料の提出について（要請）

平成 15 年 10 月 6 日付け厚生労働省発食安第 1006001 号により依頼のあった調製粉乳にセレウス菌の規格基準を設定することに係る食品健康影響評価について、第 3 回微生物専門調査会（平成 16 年 10 月 28 日開催）での審議の結果、以下の点について貴省の見解を確認する必要があるとされたところです。

については、以下の点について貴省の見解を文書により回答願います。

1. 調製粉乳の規格基準としてセレウスの規格基準を設定する根拠

- 以下に示すどちらの観点からリスク評価を求めているのか。
 - ① 敗血症や髄膜炎等の全身性疾患の健康危害防止の観点からのリスク評価。この場合、調製粉乳の摂取と全身性疾患のリスクがどの程度かということ、現実にそれが起こっているのかどうかということの 2 点ともが不明であるが、仮に起こっているとしてそのリスクを現状よりも低減させる措置を求めているのか。
 - ② それとも従来報告されている嘔吐・下痢症が乳幼児で起こり得るリスクの評価を求めているのか。
- 調製粉乳の危害原因物質としてセレウス以外の病原菌 (*Salmonella*, *Enterobacter sakazakii* など) が国際的に問題視されている中、また、セレウスの規格基準を有する各国では調製粉乳中の他の病原菌に関する規格基準も同時に有している中で、我が国においてセレウスの基準値を

優先的に設定する根拠について。

- 他の食品に優先して調製粉乳の規格基準を取り上げる根拠について。
- 乳児用調製粉乳の衛生管理が重要との指摘もあるが、その点について何らかの方策を検討しているのか。また、*Enterobacter sakazakii* に関する専門家会議において提言された衛生管理対策（第 3 回専門調査会追加資料参照：提言の 1 – 4）に準じた衛生管理を我が国の調製粉乳に対して適用することについて、どのように考えるか。

2. 評価に資するデータの提供要請

- 調製粉乳の輸入実績について
- 原材料の輸入実績について
- 原材料の汚染実態について
- 乳幼児のミルク摂取量について
- 調製粉乳の製造方法と調乳方法について
- 基準値を 100/g 以下と提案した根拠について

3. 食品微生物基準設定の方向性

- リスク分析手法に基づくリスク管理のあり方、また CCFH での現在の議論を踏まえて、我が国の食品微生物規格基準設定の方向性についてどのように考えているのか。

以上